

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 応急活動体制

(総務課)

### 第1 災害応急対策の時系列行動計画

#### 1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、市町村、防災関係機関、並びに住民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

#### 2 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

##### (1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信

##### (2) 災害発生後3時間以内

- ア 自衛隊、消防庁（緊急消防援助隊）、国、災害時応援協定による自治体等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

##### (3) 災害発生後6時間以内

- ア DMAT（災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム）、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

#### 3 時系列行動計画

猪苗代町職員災害初動マニュアルのとおり

## 第2 町の活動体制

### 1 組織及び配備体制

#### (1) 根拠

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町内における災害対策を実施するため、町長が必要と認めるときは、猪苗代町災害対策本部条例の定めるところにより「猪苗代町災害対策本部」を設置する。

#### (2) 災害対策本部設置前の組織計画

災害対策本部設置に至らない災害については、平常時の町の組織（関係各課長）をもって対処するものとする。

なお、災害対策本部の事務分掌に準じて対処するものとする。

### 2 災害対策組織計画

#### (1) 災害対策本部

町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係機関相互間の連絡調整を図る。

##### ア 設置基準

町長は、町内に災害発生のおそれがあるとき又は発生した場合、その災害の予防、拡大防止又は救護、救援若しくは応急復旧活動を円滑に実施するため、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとし、その基準は次のとおりとする。

- (ア) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (ウ) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

##### イ 解散

本部の解散は災害の応急対策が終了した場合及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）がその必要がないと判断したときは解散する。また、本部は、発生した災害の応急対策措置が完了し、平常の体制で処理できると認められるに至ったときは、本部長の指示により解散する。ただし、設置が前述（1）のアの（ウ）の基準によった場合は、本項前段のほか当該法の規定に基づく救助が完了した場合に解散するものとする。

##### ウ 設置・廃止時の通報先

本部を設置・廃止したときは、速やかに次の機関に通報する。

- (ア) 福島県知事
- (イ) 隣接市町村長
- (ウ) 指定公共機関の長、指定地方行政機関の長

エ 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は副町長が決定し、それも困難な場合には総務課長とする。

##### オ 動員伝達法

動員の伝達は、総務課長より防災情報係長を通じて各所属長へ連絡するものとする。

また、勤務時間外、休日等における伝達方法は、防災情報係長が電話等によるほか、職員招集システムにより各所属長へ連絡するものとする。

カ 本部会議

本部長は、災害対策の実施上必要があるときは、本部員、各部長をもって構成する本部会議を招集する。会議の内容はおおむね次のとおりである。

(ア) 報告

気象情報、災害情報、配備体制、各対策部の措置事項

(イ) 協議事項

- a 応急対策、各対策部門調整事項の指示
- b 他市町村応援要請の要否
- c 自衛隊災害派遣要請の要否
- d 災害救助法適用申請の要否
- e 被害状況視察隊編成の要否
- f 被害者に対する見舞金品の給付決定
- g 次回本部会議開催予定日時の決定

キ 組織編成

災害対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

猪苗代町災害対策本部組織編成

○本部長 町長	部 名	部 長	班 名	班 長
○副本部長 副町長 教育長  ○本部員 総務課長 企画財務課長 税務課長 町民生活課長 保健福祉課長 農林課長 商工観光課長 建設課長 上下水道課長 会計室長 農業委員会事務局長	総務対策部	総務課長	総務 1 班	行政管理係長
			総務 2 班	防災情報係長
			総務 3 班	秘書広報係長
	企画財務対策部	企画財務課長	企財 1 班	企画調整係長
			企財 2 班	財務係長
	税務対策部	税務課長	税務 1 班	賦課係長
			税務 2 班	収納係長
	町民生活対策部	町民生活課長	町民 1 班	町民係長
			町民 2 班	国保年金係長
			町民 3 班	環境係長
	保健福祉対策部	保健福祉課長	保健 1 班	社会福祉係長
			保健 2 班	健康づくり係長
			保健 3 班	高齢者福祉係長
	農林対策 1 部	農林課長	農林 1 班	農業振興係長

議会事務局長 教育総務課長 こども課長 生涯学習課長			農林 2 班	農林整備係長
			農林 3 班	堆肥施設係長
	農林対策 2 部	農業委員会 事務局長	農林 4 班	農地係長
	商工観光対策部	商工観光課長	商観 1 班	商工観光係長
	建設対策部	建設課長	建設 1 班	建設係長
			建設 2 班	都市整備係長
			建設 3 班	地域振興施設係長
	上下水道対策部	上下水道課長	上下水道 1 班	水道管理係長
			上下水道 2 班	水道施設係長
			上下水道 3 班	下水道係長
	出納対策部	会計室長	会計 1 班	会計係長
	議会対策部	議会事務局長	議会 1 班	議事係長
	教育対策 1 部	教育総務課長	教育 1 班	教育総務係長
			教育 2 班	教育施設整備係長
	教育対策 2 部	こども課長	教育 3 班	こども園係長
	教育対策 3 部	生涯学習課長	教育 4 班	生涯学習係長
			教育 5 班	社会体育係長
教育 6 班			図書歴史情報館 係長	

### 3 各部班の事務分掌

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務対策部	総務 1 班	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 公用車の配車に関すること。 3 災害時における職員の動員に関すること。 4 避難指示等、警戒避難区域象区域住民への周知に関すること。 5 避難所の設置・運営に関すること。 6 町防災行政無線による広報に関すること。

	総務 2 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 応急対策用車両（一般）の確保に関する事。</li> <li>3 応急物資調達に関する事。</li> <li>4 職員の非常招集に関する事。</li> <li>5 国、県等に対する派遣要請に関する事。</li> <li>6 災害対策本部の設置、運営に関する事。</li> <li>7 本部会議の庶務に関する事。</li> <li>8 避難指示等の発令、警戒避難区域の設定に関する事。</li> <li>9 災害情報の収集・伝達に関する事。</li> <li>10 県等への被害報告に関する事。</li> <li>11 警察、消防、その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>12 消防団の出動要請に関する事。</li> <li>13 各避難所との連絡調整に関する事。</li> <li>14 本部長の命令伝達に関する事。</li> </ol>
	総務 3 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 新聞発表等、広報車による広報活動に関する事。</li> <li>3 災害写真の撮影、収集、記録に関する事。</li> <li>4 自衛隊の派遣要請及び活動状況の把握に関する事。</li> <li>5 他市町村との連絡に関する事。</li> <li>6 情報の接受及び記録に関する事。</li> </ol>
企画財務 対策部	企財 1 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 被害状況の集約整理及び報告に関する事。</li> <li>3 応急物資調達に関する事。</li> </ol>
	企財 2 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 国・県に対する要望等資料作成に関する事。</li> <li>3 町有財産の被害調査に関する事。</li> <li>4 財産区有財産の被害調査に関する事。</li> </ol>
税務対策 部	税務 1 班 2 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 災害による税の減免に関する事。</li> <li>3 被害土地家屋の調査及びその応急対策に関する事。</li> <li>4 罹災証明の発行に関する事。</li> </ol>

町民生活 対策部	町民 1 班 2 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 主食の調達及び配給の特別措置に関する事。</li> <li>3 主食小売業者の災害応急措置に関する事。</li> <li>4 遺体の埋火葬に関する事。</li> <li>5 災害義援金、物資の受付け及び配分に関する事。</li> <li>6 住民の避難誘導に関する事。</li> <li>7 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。</li> <li>8 炊き出しに関する事。</li> </ol>
	町民 3 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 被害地の衛生指導に関する事。</li> <li>3 環境衛生に関する事。</li> <li>4 被害地の防疫に関する事。</li> <li>5 塵芥、し尿処理に関する事。</li> </ol>
保健福祉 対策部	保健 1 班 3 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 罹災者に対する世帯更正資金の貸付け等福祉対策に関する事。</li> <li>3 社会福祉関係施設の被害調査及び応急措置に関する事。</li> <li>4 生活保護家庭の被害調査に関する事。</li> <li>5 罹災労働者の福祉対策に関する事。</li> <li>6 ボランティアの要請・受入れに関する事。</li> <li>7 要配慮者等の救護対策に関する事。</li> <li>8 福祉避難所に関する事。</li> <li>9 避難所の設置・運営に関する事。</li> </ol>
	保健 2 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 災害時における応急医療及び助産に関する事。</li> <li>3 医療品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。</li> <li>4 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 医療機関の被害調査に関する事。</li> <li>6 避難所の健康相談に関する事。</li> <li>7 感染症の予防対策に関する事。</li> </ol>

農林対策 1部	農林1班 2班 3班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 農業被害状況の調査及びその対策に関する事。</li> <li>3 農業気象の接受及び通報に関する事。</li> <li>4 農産物の技術対策に関する事。</li> <li>5 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。</li> <li>6 災害時における病虫害防除の指導協力に関する事。</li> <li>7 農地・農業施設被害の調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>8 山林の被害調査及びその対策に関する事。</li> <li>9 農業水利の応急対策に関する事。</li> <li>10 避難所の設置・運営に関する事。</li> </ol>
農林対策 2部	農林4班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 被害農業者に対する「自作農維持創設」に関する事。</li> </ol>
商工観光 対策部	商観1班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 商工業者の被害の調査及びその対策に関する事。</li> <li>3 応急調達物資の斡旋に関する事。</li> <li>4 観光業者の被害の調査及びその対策に関する事。</li> <li>5 観光客の対策に関する事。</li> <li>6 観光施設の被害の調査及び応急措置に関する事。</li> </ol>
建設対策 部	建設1班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 道路、橋梁、河川その他土木施設の災害防止に関する事。</li> <li>3 土木施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。</li> <li>4 交通不能箇所の調査及び応急措置並びに通行路線の決定に関する事。</li> <li>5 特殊車両の確保に関する事。</li> <li>6 障害物の除去に関する事。</li> <li>7 砂防及び地滑り防止施設の対策及びその応急措置に関する事。</li> <li>8 除雪対策に関する事。</li> <li>9 公共建築物の災害防止及び応急措置に関する事。</li> <li>10 労務供給に関する事。</li> </ol>
	建設2班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 都市公園の被害調査及びその対策に関する事。</li> <li>3 応急仮設住宅設置、住宅の応急修理に関する事。</li> <li>4 公営住宅施設の被害調査及びその対策に関する事。</li> </ol>

	建設 3 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 地域振興施設の被害調査及びその対策に関する事。</li> <li>3 避難者への地域振興施設の開放に関する事。</li> </ol>
上下水道 対策部	上下水道 1 班 2 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 災害復旧に要する資材、物品の調達等に関する事。</li> <li>3 水道の被害調査、復旧調査、飲料水供給計画に関する事。</li> <li>4 飲料水の確保に関する事。</li> <li>5 配給水管の修理及び布設替工事応急措置並びに断水、泥水及び赤水等による制水弁操作に関する事。</li> </ol>
	上下水道 3 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 下水道施設の被害調査及びその対策に関する事。</li> </ol>
出納対策 部	会計 1 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 応急物資の出納保管に関する事。</li> <li>3 災害時における金銭の出納に関する事。</li> </ol>
議会事務 局対策部	議会 1 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 町議会との連絡に関する事。</li> </ol>
教育対策 1・2 部	教育 1 班 2 班 3 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 教育施設の災害防止及び応急措置に関する事。</li> <li>3 教育施設の利用に関する事。</li> <li>4 教材、学用品等の調達及び配給に関する事。</li> <li>5 教育施設の被害に関する事。</li> <li>6 幼児・児童・生徒の避難に関する事。</li> <li>7 被災幼児・児童、生徒の応急教育に関する事。</li> <li>8 避難所の設置・運営に関する事</li> <li>9 罹災幼児・児童生徒の保健管理及び学校給食に関する事。</li> </ol>
教育対策 3 部	教育 4 班 5 班 6 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>2 生涯学習施設・体育施設の災害防止及び応急措置に関する事。</li> <li>3 生涯学習施設・体育施設の利用に関する事。</li> <li>4 生涯学習施設・体育施設の被害に関する事。</li> <li>5 避難所の設置・運営に関する事。</li> <li>6 文化財の被害調査及び応急措置に関する事。</li> </ol>

備考 事務分掌によるもののほか、本部長の命により必要に応じ、他部又は他班の行う事務について応援するものとする。

#### 4 本部設置の場所

役場庁舎の庁議室(庁舎被災の場合は、状況に応じて猪苗代町水防センター又は猪苗代町地域振興施設(道の駅猪苗代)に設置する。)とする。

#### 5 災害対策本部員会議

- (1) 本部長は、本部を設置し、必要に応じて災害対策本部員会議(以下「会議」という。)を招集する。
- (2) 会議は、猪苗代町災害対策本部組織編成表に掲げる者をもって開く。
- (3) 災害対策本部員は、所掌事項に関して必要な資料を会議に提出する。
- (4) 災害対策本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務課長にその旨を申し出ることとする。

#### 6 本部連絡員

- (1) 本部連絡員は、各部長の指名するものをもって充てる。
- (2) 本部連絡員は、本部に常駐し、災害応急対策の推進に当たるものとする。
- (3) 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い被害状況及び災害対策に関する全般の情報及び資料の収集、報告及びその整備に努めるものとする。
- (4) 本部連絡員において措置することが困難な事項については、本部連絡員は速やかにその旨を各班長に連絡し、その円滑な処理を図るものとする。

#### 7 被害報告の取扱い

##### (1) 被害状況の掌握

ア 被害の状況は各部の班長において掌握するものとする。

イ 各班長は自班に直接関係のない被害状況でも、住民その他から緊急の報告を受けたときは、速やかにこれを関係の班長に伝達するものとする。

ウ 各班長はそれぞれの所掌事項に関し掌握した被害の状況を次により本部員に通知するものとする。

(ア) 被害が累増する見込みのときは、集計日時を明記し随時通知する。

(イ) 被害の全般の状況が把握されているか否かを明らかにするとともに、これが不明の地域の範囲を通知するものとする。

(ウ) 通知の様式は、被害状況報告書(資料7)に定めるところによる。

エ 必要に応じて警察、消防、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)その他の関係機関と緊密な連絡をとり、必要な情報収集に努める。

##### (2) 被害状況の取りまとめ

総務課長は、被害の状況を取りまとめ、県その他関係機関に対する報告及び要望等に関する資料とするものとする。

##### (3) 被害調査班

本部長は、被害の状況の迅速かつ統一的な把握を行うため必要があるときは、関係の班員で被害調査班を編成し、現地調査を行わせることができるものとする。

## 8 災害対策本部の活動要領

### (1) 非常配備

#### ア 非常配備の基準

(ア) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため非常配備の体制をとるものとする。

(イ) 非常配備の種別、内容、時期等の基準については、同章第2節「第1 配備基準」のとおりとする。

(ウ) 各班長は、事務分掌に基づき、各班の配備基準を定め、これを班員に徹底しておくものとする。

### (2) 事前配備下の活動

ア 総務課防災情報係は、気象情報連絡機関（県危機管理部、会津地方振興局、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部等）から、気象情報、対策情報等を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報も収集し、直ちに総務課長に報告するものとする。

イ 各課長は、相互に情報を交換し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

ウ 事前配備につく職員は、自己の所属する課の所定の場所に待機するものとする。

エ 事前配備を行う各課長は、総務課防災情報係からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。

オ 事前配備につく職員の人数は、状況により各課長において増減するものとする。

### (3) 警戒配備下の活動

ア 総務課長及び関係課長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。

イ 総務課長は、災害に関する情報及び住民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、広報車等をもって、住民に対して速やかにその周知を図るものとする。

ウ 総務課長は、関係各課長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断し応急措置を行う。

エ 警戒配備につく職員は、自己の所属する業務の所定の場所に待機するものとする。

オ 警戒配備を行う各課長は、総務課防災情報係からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。

カ 警戒配備につく職員の人数は状況により各班長において増減するものとする。

キ 各課長は、次の措置をとり、その状況を随時総務課長に連絡するものとする。

(ア) 状況を関係各業務の担当職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。

(イ) 関係各業務及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

ク 総務課長及びその他の関係課長は、速やかに非常配備に移行できる体制をとる。

(4) 第1非常配備下の活動

ア 第1非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

イ 本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部室を庁議室、本部員室を総務課に設置する。

ウ 総務課長及びその他の関係課長は、情報の収集及び伝達の体制を更に強化するものとする。

エ 総務課長は、関係各課長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要のある都度、随時これを本部長に報告するものとする。

オ 総務課長は、災害に関する情報及び住民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、広報車等をもって、住民に対して速やかにその周知を図るものとする。

カ 各課長は、次の措置をとり、その状況を随時本部に連絡するものとする。

(ア) 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置する。

(イ) 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

キ 本部員は、本部（庁議室）に集合するものとする。

ク 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集するものとする。

(5) 第2非常配備下の活動

第2非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(6) 動員伝達

動員伝達は、総務課長より総務課職員を通じて各所属長へ伝達するものとする。

(7) 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、非常配備に関する一般基準に基づき、直ちに役場庁舎又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、総務課へ直ちに報告するものとする。

9 その他

(1) 記録の励行

本部長の発する指令等又は班長が発する指示連絡等の伝達若しくは住民、会津地方振興局長等から本部あての報告、要請、照会等の受領に当たる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、常にこれを記録し、その伝達及び受領の確実を期するものとする。

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

また、現地災害対策本部の組織、事務分掌は、その都度本部長が定めるものとする。

なお、現地災害対策本部は町と防災関係機関により構成する。

### **第3 災害救助法が適用された場合の体制**

災害救助法が適用された場合は、知事の指示（事務委任）を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し又は県が行う救助事務の補助をする。この場合、町の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

## 第 2 節 職員の動員配備

(総務課)

### 第 1 配備基準

#### 1 災害対策本部設置前

(1) 事前配備 指揮者：総務課長

配備職員：総務課、建設課、農林課の職員、その他必要と認める関係各課

種別	配 備 内 容	配 備 時 期
事前配備	情報連絡のため、総務課、建設課、農林課の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期等において、次の各注意報の1以上が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 (1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) 大雨注意報 (4) 大雪注意報 (5) 洪水注意報 2 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

(2) 警戒配備 指揮者：総務課長

配備職員：関係課等の職員

種別	配 備 内 容	配 備 時 期
警戒配備	関係各課業務の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期等において、次の各警報の1以上が発表されたとき (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 大雪警報 (5) 洪水警報 2 震度4以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

## 2 災害対策本部設置後

### (1) 第1非常配備 指揮者：本部長（町長）

配備職員：全所属課の職員数の50パーセント

種別	配備内容	配備時期
第1非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	1 町域に局地的災害が発生し、さらに、複数地域で災害が予測される時。 2 震度5弱以上の地震が発生し、甚大な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき。 3 気象及び火山噴火に関する特別警報が発表されたとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

### (2) 第2非常配備 指揮者：本部長（町長）

配備職員：全所属課の職員数の100パーセント

種別	配備内容	配備時期
第2非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い、また、その他町内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。	1 町内の全域にわたって、災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

## 3 共通事項

職員の配備は1日3交代を基本とし、ローテーション等により業務を継続できる体制に配慮する。

## 第3節 災害情報の収集伝達

(総務課、建設課)

### 第1 被害情報の収集、報告

#### 1 被害調査

災害による被害が発生した場合における各部門別の被害の状況は、第3章第1節第2の3の各部班の事務分掌によりそれぞれの所管事項に関し、関係各業務において掌握するものとする。

各班において掌握した被害の状況は各部毎にとりまとめ総務課防災情報係に報告するものとする。

#### 2 夜間及び休日等の被害報告の収集及び通報の要領

被害が予想される状況下にある場合には、おおむね関係各業務は待機し掌握に努めるものとするが、予想されない突発的な被害等について、住民等の通報により被害を覚知した場合は、宿日直者は直ちに災害発生時の連絡体制(資料5)により連絡するものとする。

#### 3 関係機関への情報の伝達

関係機関への情報の伝達は、関係機関情報連絡網により行うものとする。

##### (1) 被害状況等の報告

町は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、下記の経路のとおり速やかに報告する。この場合において、町が県へ報告することができない場合は、直接国(総務省消防庁)へ被害状況等の報告を行う。また、会津地方振興局へ報告することができない場合においては、直接、福島県危機管理部に報告するものとする。

また、大規模な災害等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに衛星電話等により総務省消防庁及び福島県危機管理部に報告するものとする。

##### (2) 町から県への報告

町は、県に応急対策の活動状況及び災害対策本部設置状況を連絡し、応援必要性等を連絡する。

##### ア 報告の種類

(ア) 概況報告(被害速報は被害が発生した場合に行う報告)

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告、なお被害が増加する見込みのときは、集計日を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

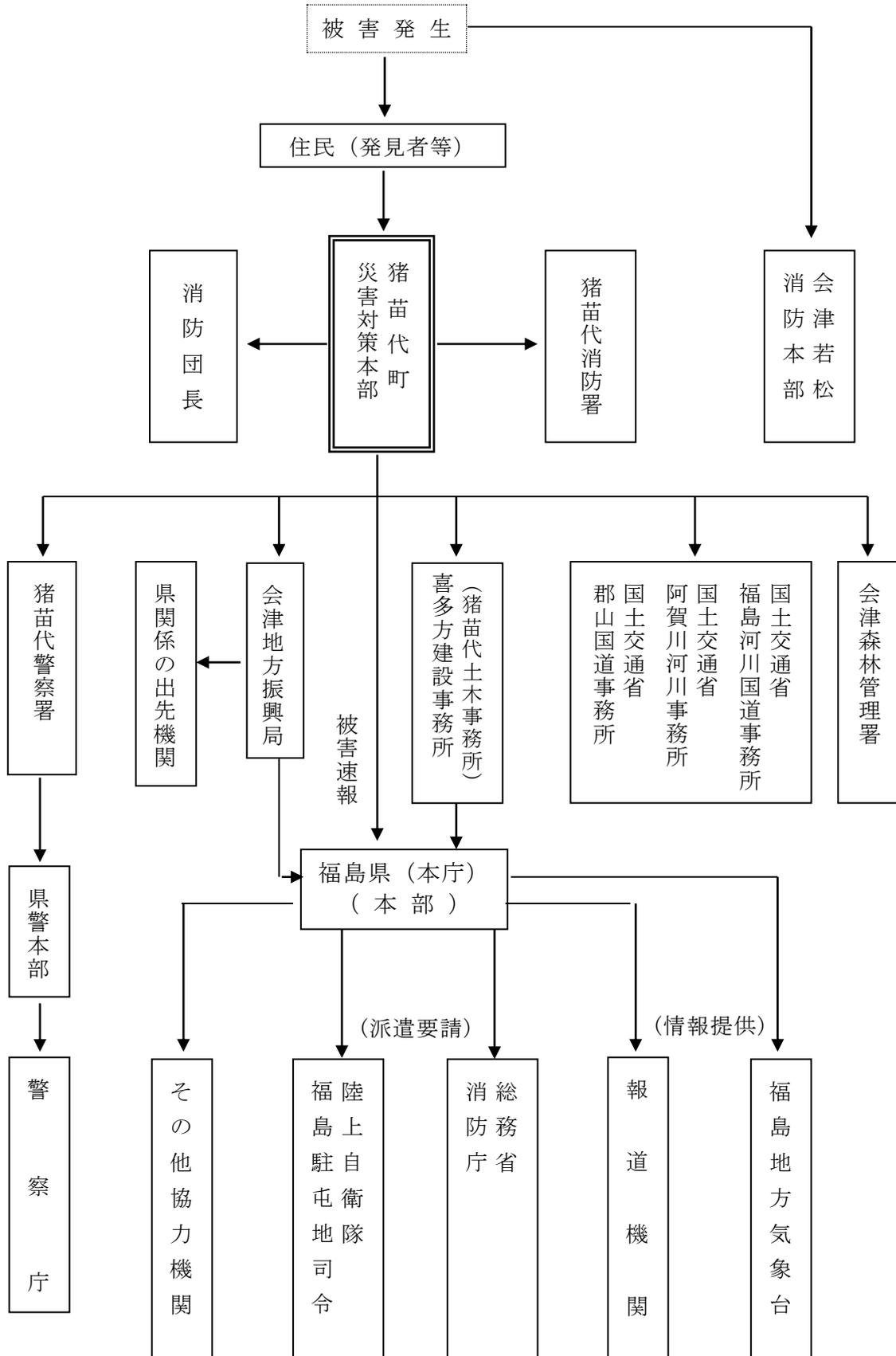
被害の状況が確定した時行う報告

##### (3) 報告の様式

ア 報告様式は福島県の様式によるものとする。

イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に沿った内容に準じて行うものとする。

### 関係機関情報連絡図



## 第4節 通信の確保

(総務課)

災害時には、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

### 第1 通信手段の確保

#### 1 災害時の通信連絡

- (1) 町は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (3) 町は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかに情報連絡を行うものとする。

その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

#### 2 通信の統制

災害発生時には、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

#### 3 各種通信施設の利用

##### (1) 非常通信の利用

町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、警察通信設備や非常通信協議会及びアマチュア無線、赤十字奉仕団等の協力を得て無線施設の利用を図る。

##### (2) 通信施設所有者の相互協力

町は、加入電話及び防災情報システム放送等が使用不能になったときは、災害応急対策を円滑に実施するため、専用通信施設を所有する警察、鉄道、電力会社等関係機関と非常通報に係る通信業務の代行についても、協議を整えておくものとする。

##### (3) 無線の専用通信施設の利用

一般に災害の場合は、有線回線途絶のため無線通信によることが多くなるので、各課に設置してある無線電話の実施時期、取り扱われる通信の内容、取扱要領等については、習熟しておく必要があり、常時通信訓練を実施するとともに、この円滑なる活用を図るため相互に協議しておくものとする。

#### 4 非常通信実施時期

非常通信は、次の2つの場合その取扱いを開始するものとする。

- (1) 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することが著しく困難であるときに、非常通報を疎通するために無線局が実施したとき。
- (2) 非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、非常通報を疎通するために総務大臣が無線局に実施を命じたとき。

#### 5 非常通報として取り扱われる通信内容及び送信順位

非常通報の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとされている。

- (1) 人命の救助に関する通報
- (2) 天災の予報に関すること（主要河川の水位に関する通報を含む）
- (3) 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- (4) 遭難者救援に関する通報
- (5) 通信、電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- (6) 鉄道線路の復旧、道路の修理、被災者の輸送、経済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- (7) 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報  
中央防災会議会長及び同事務局長並びに特定災害対策本部長、非常災害対策本部長  
地方防災会議会長、災害対策本部長
- (8) 電力設備の修理復旧に関する通報
- (9) その他の通報

## 第2 防災行政無線等の運用

町は、災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、町防災行政無線及び県総合情報通信ネットワークにより速やかに行う。

## 第5節 相互応援協力

(総務課)

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各行政機関及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

### 第1 行政機関に対する応援要請

1 知事又は他の市町村長に対する応援の要請等について迅速な対応をとれるように努めるとともに、次に掲げる事項については口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

2 指定地方行政機関の長に対して、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、次の3(1)～(5)をもって当該機関の職員の派遣を要請することができる。

(基本法第29条)

3 知事に対して、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、文書をもって指定地方行政機関の職員のあつせんを求めることができる。(基本法第30条)

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

4 消防の相互応援及び非常災害時等における相互応援協定

会津若松地方広域市町村圏整備組合管内の消防相互応援協定等に基づき体制の整備を図るとともに効率的な運用が図られるように努める。

また、東京都豊島区との非常災害時等における相互応援協定に基づき体制の整備を図るとともに効率的な運用が図られるように努める。

5 国土交通省東北地方整備局との災害時における情報交換に関する協定(リエゾン協定)に基づき体制の整備を図るとともに効率的な運用が図られるように努める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、

(公社) 福島県トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

## **第2 民間団体等に対する応援要請**

災害時における応急対策等に対し、その積極的な協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整備する。

## **第3 市町村における受援体制**

町は、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備するものとする。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

## 第 6 節 災害広報

(総務課)

正しい災害情報を住民に伝え、不安や動揺を防ぎ、被害の軽減に協力を求めるとともに、報道機関に対しても迅速、的確な情報の提供を行うため、次のとおり実施する。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階②避難所設置段階③避難所生活段階④仮設住宅設置段階⑤仮設住宅での生活開始段階等被害発生から時間経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することに心掛けることが必要である。

### 第 1 広報活動

#### 1 広報計画

- (1) 災害広報計画は、住民に対する広報活動並びに県等（報道機関を含む）に対する情報提供、報道を行うための計画であるので、情報収集等については迅速に行うものとする。
- (2) この広報計画の担当部は総務対策部とし、総務 2 班がこれを担当する。また、広報記録についても総務 2 班が作成するものとする。

#### 2 県等に対する情報通報の方法

県等に対する災害情報の通報は、概況、中間、確定の別に集計し、関係機関に対して、県総合情報通信ネットワーク、電話又は F A X 等によって通報する。

#### 3 住民に対する広報の方法

- (1) 住民に対して広報する場合は、いたずらに人心を動揺させることを避け、災害状況等を確実に広報すること。
- (2) 住民に対する広報は、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、電話、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急配信メール、自主防災組織又は消防団による広報等により短時間に最も要領を得るよう広報する。その場合の指揮はすべて総務 1 班の指揮によるものとする。
- (3) 災害発生の広報は、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項とする。
- (4) 災害発生後は、災害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等とする。

#### 4 地域の応急対策活動に関する情報

- (1) 救護所の開設に関すること。
- (2) 交通機関及び道路の復旧に関すること。
- (3) 電気水道の復旧に関すること。

#### 5 安否情報、義援物資の取り扱いに関する情報

#### 6 その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）

- (1) 給水及び給食に関すること。

- (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
- (3) 防疫に関すること。
- (4) 臨時災害相談所の開設に関すること。

## **第2 市町村間の協力による広報**

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が町に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

## 第7節 救急・救助

(総務課、町民生活課、教育総務課)

災害に際し、危険区域にある住民を救助して生命、身体の保護を図るため次のとおり実施する。

### 第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- 1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- 3 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は、警察等に連絡し早期救助を図る。
- 4 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

### 第2 町及び関係機関

災害により救出を要する事態が発生した場合、町は消防機関との協力により救助活動を行うとともに、警察、自主防災組織及び事業所等関係機関と連絡を密にしながら救助活動を実施する。

なお、被災者の救助活動が被害甚大等のため町及び消防機関等による救出が困難な場合は、県に対し救助活動の実施を要請し、知事に自衛隊の災害派遣を要請するとともに、隣接市町村との協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。また必要に応じて、町長は、県（危機管理部）を通じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊及びヘリコプター等の応援を要請するものとする。

なお、次により県に対し、救助活動の実施を要請する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 応援を必要とする人員・資機材等
- 3 応援を必要とする場所・期間
- 4 その他周囲の状況等応援に関する必要事項

### 第3 救助

#### 1 救助の対象者

救助の対象となる者は、災害のため現に生命が危険な状態にあり、救助を要する状態におかれている者をいう。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- (3) 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 土石流、なだれにより生き埋めになったような場合

(5) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される場合等

## 2 救助の方法

- (1) 猪苗代町消防団を6班に区分し、救出班を第1班から第6班に編成する。災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察に連絡するとともに、直ちに救出に当たりその状況を県に報告する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じて町長等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期するものとする。
- (5) 救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、防災機関は速やかに医療機関へ搬送するものとする。
- (7) 消防機関は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

## 3 救出期間

災害発生の日から3日以内に完了するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合にはこの限りではない。

## 第 8 節 自衛隊災害派遣

(総務課)

町長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（危機管理部）に対して、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 第 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、葉等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等
- 3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路、水路等交通上の障害物除去
- 7 診察、防疫、病虫害防除等の支援（大規模な伝染病等）
- 8 通信支援
- 9 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- 10 救援物資の緊急輸送
- 11 炊飯、給水
- 12 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第 13 条、第 14 条）
- 13 危険物の保安及び除去（火薬、爆発物の保安措置及び除去）  
不発弾の処理は、県警察本部が窓口となる。
- 14 予防派遣（被害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合。）
- 15 その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

### 第 2 災害派遣要請の要領

町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、会津地方振興局長

を經由して、知事（危機管理部）へ要求するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってす  
るとまがない場合には電話等により直接知事（危機管理部）に要求し、事後、文書を送達する  
ものとする。この場合、速やかに会津地方振興局長に連絡するものとする。

- 1 提出先 危機管理部
- 2 提出部数 2部
- 3 記載事項
  - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - (2) 派遣を希望する期間
  - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (4) その他参考となるべき事項

### 第3 町長不在時の対応

災害派遣要請等を判断する町長が不在時の非常時においては、副町長が決定し、それも困難な  
場合には教育長とする。

### 第4 災害派遣担当部隊

- 福島駐屯地 第4 4 普通科連隊第3科
- 所在地 福島市荒井字原宿1（電話 福島024-593-1212 内線235）
- 担当者 第4 4 普通科連隊第3科長（県防災行政無線811-280-01番）
- 時間外 福島駐屯地当直司令（内線302 県防災行政無線811-280-02番）

### 第5 自衛隊の自主派遣

町長が通常の災害派遣要請ができない場合は、当該市町村を災害派遣隊区とする部隊長に対し  
て災害の状況を通報することができるものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に  
通知する。

また、通報を受けた災害派遣隊区担当部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがな  
いと認められるときは人命の緊急救助のため、部隊等を派遣するとともに、その旨を通知する。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から  
当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

災害派遣隊区担当部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事  
項については、次に掲げるとおりとする。

- 1 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行  
う必要があると認められる場合。
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合  
に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つかとまがないと認められる場合。

## 第6 部隊の受け入れ体制

- 1 町長、警察、消防機関等は、相互に災害派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊急に連絡協力するものとする。

- 2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

- 3 作業計画及び資機材等の準備

知事及び町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

- 4 自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にし、役場又は災害現場に連絡所を設置するものとする。

- 5 派遣部隊の受入れ

知事は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、町長及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受け入れの体制を整備するものとする。

- (1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

(4) 駐車場（車一台の基準は3 m×8 m）

(5) 臨時ヘリポート

## 第7 現地における部隊本部

- 1 災害派遣部隊の本部は、原則として町の連絡先と同一の場所に設置し、相互の緊密な連絡のもとに作業の実施に当たるものとする。
- 2 災害派遣時に要した経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県・町・部隊が相互調整のうえ、その都度決定するものとする。

## 第8 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

## 第9 自衛隊の負担

部隊の露營、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地往復等の経費

## 第10 臨時ヘリポート

町内の公共施設を臨時ヘリポートとする。なお、観測用ヘリコプターにあつては、一機あたり直径30 m×30 m以上、多用途ヘリコプターにあつては一機あたり直径50 m×50 m以上、輸送ヘリコプターにあつては、一機あたり直径100 m×100 m以上の空き地があること、並びにヘリポート周辺に仰角60度以上の工作物等がないことが必要である。

臨時ヘリポートの所在地等は、資料50に定める。

## 第11 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置を取ったときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限
- 2 他人の土地の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の撤去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

また、自衛隊法の規定により災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

なお、その際、自衛官の措置に伴う損失及び損害の補償については、町が行うものとする。

## 第 1 2 災害派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成された時は、会津地方振興局長を経由して知事に撤収を要請する。この際次の事項について十分協議を行うものとする。

- 1 町、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- 2 行方不明者の捜査の場合、家族との調整

## 第9節 避難

(総務課、町民生活課、保健福祉課、教育総務課、こども課、警察、消防署、自衛隊)

### 第1 住民避難情報や災害発生情報の発令

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、住民等に対して高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令する。

また、災害発生を把握した場合は、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかけるものとする。

#### 1 避難の実施機関

避難情報・災害発生情報発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難情報・災害発生情報を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面での支援を要する人が早期に避難等や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に充分配慮する。

この際、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した、とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町長は、避難指示等について、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル 3 情報)	町長	一般住民に対する 避難準備、要配慮 者等に対する避難 行動開始	人的被害の発生する可能性が 高まった場合において、避難 行動に時間を要する者が避難 行動を開始する必要があると 認められるとき。
避難の指示等 (警戒レベル 4 情報)	町長 (災害対策基本法第 6 0 条)	立退き及び立退き 先の指示	災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において、 特に必要があると認められる とき。
	知事 (災害対策基本法第 6 0 条)	立退き及び立退き 先の指示	災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において、 特に必要があると認められる とき。
避難の指示等 (警戒レベル 4 情報)	知事及びその命を受けた 職員 (地すべり等防止法第 2 5 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が 切迫していると認められると き。
	知事及びその命を受けた 職員又は水防管理者 (水防法第 2 9 条)	立退きの指示	洪水によるはん濫により著し く危険が切迫していると認め られるとき。
	警察官 (災害対策基本法第 6 1 条)	立退き及び立退き 先の指示	町長が避難のための立退き若 しくは屋内安全確保を指示す ることができないと認めると き。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	警告及び避難等の 措置	重大な災害が切迫したと認め るときは、警告を発し、又は 特に急を要する場合において 危害を受けるおそれのある者 に対し、必要な限度で避難の 措置をとる。

	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の 措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル 5情報)	町長 (災害対策基本法第60 条)	命を守るために最 善と考えられる安 全確保の呼びかけ	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、急を要すると認められるとき。

## 2 避難のための指示の内容

避難の指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の指示の理由
- (5) その他必要な事項

## 3 避難措置の周知等

避難の指示又は屋内安全確保の指示を行った者は、概ね次により必要な事項を通知するものとする。

### (1) 住民への周知

避難の指示又は屋内安全確保の指示を行った場合、他の機関からその旨の通知を受けた場合には、迅速に住民に周知するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

### (2) 知事への報告

避難の指示又は屋内安全確保の指示を行った場合、また必要がなくなった場合には、速やかに知事に報告する。

## 第2 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長 (基本法第63条)
- (2) 警察官 (基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2)
- (3) 消防吏員又は消防団員 (消防法第36条において準用する同法第28条)
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官 (基本法第63条第3項)
- (5) 知事 (基本法第73条 町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。)

## 2 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに警戒区域を設定することとし、必要な区域を定めてロープ等により警戒区域の表示をするとともに、その区域への立ち入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

## 3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し避難等に支障のないように措置するものとする。

### 第3 避難の誘導

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たるものである。

#### 1 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項を留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すこと。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は、収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- (6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### 2 避難に対する誘導者

保育所、こども園、小中学校にあつては、各施設の職員及び各学校の教職員が当たり、その他一般住民については消防団の団員が当たる。

##### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用い、さらに高齢者デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

## (2) 在宅者対策

町は、地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

## (3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。誘導に当たっては、医療、救護設備が整備された病院等とする。

## (4) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導させるものとする。

## 3 避難順位等

避難の順位は、おおむね次の順位によるものとする。

- (1) 傷病者
- (2) 高齢者
- (3) 歩行困難な者
- (4) 幼児
- (5) 学童
- (6) 女性
- (7) 上記以外の一般住民
- (8) 災害応急対策従事者

## 4 携帯品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品、（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学校の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

## 5 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

## 第4 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

### 1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引き渡し方法

## 2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法

避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。

- (7) 避難者の確認方法
- (8) 家族への連絡方法

## 3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

## 第5 避難者に対する災害情報の伝達

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む）と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急配信メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

## 第6 避難場所の所在及び収容可能人員等

避難場所及び収容人員等は資料 1 4 による。

## 第 7 避難所の設置

1 避難所の設置は、資料 1 4 のとおりとし、災害発生によって避難を要するときは直ちに使用できるようにする。また、避難所の設置場所等について速やかに被災者に周知するとともに、収容すべき者を誘導し保護に当たる。

また、避難所を設置した場合は、維持管理のため必ず町職員を配置し、避難者に係る情報の把握に努めるものとする。

なお、災害救助法に基づく避難所の設置は知事の権限であるが、災害救助法第 1 3 条第 1 項の規定により知事は、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

2 消耗品材等の調達先

消耗品材等の調達については猪苗代町内商店及び近隣市町村の商店より調達するものとする。

3 設置及び報告

避難所を設置した場合は、維持管理の責任者（町職員）を配置するとともに開設報告及びその収容状況を毎日県に報告する。（資料 1 6）

4 責任者の指定

避難所の責任者は、その都度災害対策本部員のうちから本部長が指名する。

5 開設報告事項

（1）避難所開設の日時、場所及び施設名

（2）箇所数及び収容人員

（3）開設期間の見込み

6 整備帳簿類

（1）避難所設置及び収容状況（資料 1 6）

（2）避難所収容者名簿（資料 1 7）

（3）避難所収容台帳（資料 1 8）

（4）避難所用物品受払簿（資料 1 9）

（5）避難所開設用施設及び器物借用簿（資料 2 0）

（6）避難所設置に要した支払証拠書類及び物品払証拠書類

7 その他の施設の利用

町長は、あらかじめ指定した避難所が不足する場合は、県を経由して厚生労働省と協議のうえ公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により開設するものとする。

## 第8 要配慮者対策

災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

### 1 情報伝達体制

#### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

#### (2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

#### (3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者等に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

#### (4) 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビなどのマスメディア等を通じ多言語や「やさしい日本語」で避難等の情報伝達に努めるものとする。

## 第9 避難所における配慮等

### 1 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することになった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

### 2 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

### 3 メンタルヘルスケアの実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対し、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

## **第 1 0 避難所の運営**

- 1 避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- 2 町長は、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じ、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- 3 ボランティア等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。
- 4 避難所の運営に関し、あらかじめ定めておいた職員を配置する。

## **第 1 1 住民の避難先の情報把握**

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

## **第 1 2 避難所での生活が長期化する場合の対策**

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

- 1 畳、マット、カーペット
- 2 間仕切り用パーティション
- 3 冷暖房機器
- 4 洗濯機・乾燥機
- 5 仮設風呂・シャワー
- 6 仮設トイレ
- 7 テレビ・ラジオ
- 8 簡易台所、調理用品
- 9 上記設備設置に必要な仮設水道配水管及び污水管等の整備
- 10 インターネット端末
- 11 その他必要な設備・備品

## **第 1 3 指定避難所以外の被災者への支援**

町は、関係機関等と連携し、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、食料・飲料

水、生活必需品等を供給する。

なお、各種の支援措置が確実にできるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（町施設等）に避難した者については、各種支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることとする。

#### 第14 安否情報の提供等

##### 1 照会による安否情報の提供

町は、災害が生じた場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

##### (1) 安否情報照会に必要な条件

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

##### (2) 提供する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

##### 2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、相違の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

## 第 1 0 節 医療（助産）救護

（総務課、保健福祉課、消防、日本赤十字社、医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会）

### 第 1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、保健福祉事務所・医師会等の医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等の速やかな収集・把握に努めるものとする。

### 第 2 医療

#### 1 救護班の編成

医療及び助産の実施は、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ、速やかに医療救護班を編成するとともに、必要に応じ地区の医療機関の協力を得て医療救護班を編成し、救護活動を行う。

被害が甚大化し災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたときは、県に対し医療（助産）救護の要請を行うものとする。また、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、精神科救護所を設置し、メンタルヘルスケアを実施するものとする。

救護・医療班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて町長が決定する。

（1）医療救護班の編成基準は次のとおりとする。

医師 1 名・看護師 1 名・連絡員 1 名の 3 人体制（状況に応じ増員する。）

#### 2 救護班の活動

- （1）診療（死体検案を含む）
- （2）分娩の介助及びその前後の措置
- （3）医療施設への搬送要否の決定
- （4）応急処置、その他の治療及び施術
- （5）薬剤又は治療材料の支給
- （6）看護

#### 3 医療機関、医薬品の調達

（1）医療機関

町内医療機関を中心とする。

（2）医薬品販売店

町内販売店を中心とする。

#### 4 救護所の設置

災害の規模、災害者等の状況により必要に応じて設置する。また、災害救助法が適用された後に、医療・救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもってし

ても十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

#### 5 医療実施状況の報告

医療班の編成出動及び実施状況並びに患者移送、病院等による医療実施状況を救護班編成、活動記録簿に準じて県に報告する。

#### 6 整備帳簿類

整備する帳簿類は、資料27～資料35によるものとする。

#### 7 傷病者搬送

(1) 医療（助産）救護班の班長は、医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、さらに医療行為を必要とする重症の患者については、後方医療機関へ搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。重症者などの場合は必要に応じて県（消防防災ヘリコプター）及び自衛隊に対しヘリコプターの手配を要請する。

(3) 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。この際、要請を受けた県、町及び救護班及び医療機関等は、医療機関の被災情報や搬送経路など状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ搬送する。

また、道路の損壊等ないしは遠隔地への搬送の場合においては、消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

#### 8 医療スタッフ等の搬送

町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

### 第3 助産

災害の発生によって助産の実施を要する場合は、医療班、助産機関等により助産の実施に当たるものとし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任のあった場合のほかは知事の補助機関として助産の実施に当たるものとする。

#### 1 助産実施状況の報告

助産実施の都度、その状況を医療活動記録簿及び助産台帳に準じて県に報告する。

#### 2 整備帳簿類

(1) 助産台帳（資料36）

(2) 助産関係支出証明書類

### 第4 医療品等備蓄供給体制

災害時の救護活動に必要な医療品・衛生材料について、「福島県災害時医薬品等備蓄実施要項

- ・災害時医療品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

## **第5 人工透析の供給確保**

町は、被災地内における人工透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

## 第 1 1 節 緊急輸送対策

(総務課、建設課、警察、各道路管理者、自衛隊)

この計画は、災害時における被災者の避難、物資の輸送等の確実を期するための車両を確保するとともに、これを有効適切に利用し各作業の円滑な実施を図るものとする。

### 第 1 輸送計画

#### 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療、助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済物資等の運搬のための輸送
- (6) 死体捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）ための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

#### 2 緊急輸送活動の対象

##### (1) 第 1 段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員・情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

##### (2) 第 2 段階

- 第 1 段階に加え、
- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
  - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

##### (3) 第 3 段階

- 第 2 段階に加え、
- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
  - イ 生活必需品

#### 3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

#### 4 緊急輸送路の確保

- (1) 町道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章第8節緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施して、交通の確保を図る。また、被害の状況により、指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。
- (2) 町道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等によって、緊急車両等の最低限の通行区間が確保されず応急対策に著しい支障が生じる場合は、災害対策基本法第76条の6に基づく車両の移動等を実施する。

#### 5 陸上搬送拠点の確保

町は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び町物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

#### 6 車両等の確保及び調達

車両等の確保及び調達にあつては緊急を要するので迅速かつ的確にするとともに、その配車については総務課長がこれに当たる。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県と（公社）福島県トラック協会との協定に基づき、緊急・救援輸送を要請する。

#### 7 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。なお、避難所と臨時離着陸場の二重の指定を避けること。

## 第 1 2 節 防疫及び保健衛生

(町民生活課、保健福祉課、上下水道課)

### 第 1 防疫及び保健衛生

#### 1 防疫組織

- (1) 県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。
- (2) 知事の指示に従い、感染症予防委員をおく。

#### 2 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

#### 3 感染症予防委員

感染症予防委員は、各行政区の保健協力員を充て、防疫活動に従事できる体制を取るよう指導する。

#### 4 被害状況の把握

被害状況の把握には町民生活対策部長が当たり、迅速かつ的確に把握するとともに、防疫薬剤等の調達の参考に資するものとする。

#### 5 報告

##### (1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項を速やかに会津保健福祉事務所長を経由して知事に報告するものとする。

##### (2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式(5)）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

#### 6 清潔方法の実施について

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき、町が管内における道路、溝きよ、公園等の公共の場所を中心に実施する。
- (2) 収集したごみ、汚泥、その他の汚物は焼却埋立等衛生的に適切な処分をする。この場合の取り扱いについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める基準によること。
- (3) し尿の処理については、できる限り、浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

## 7 消毒の実施

感染症予防法第27条及び第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき、実施に当たっては、感染症予防法施行規則に従い薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

## 8 器具、器材

猪苗代町の所有する消毒用器具は、現在次のとおりである。

器具名	台数
手動式噴霧器	1
電気消毒器	1
動力三兼機	5

(注) 町所有の台数以上に必要な場合は、県に斡旋の要請をする。

## 9 ねずみ族昆虫等の駆除

感染症予防法第28条の規定により、知事の指示に基づき実施し、また、薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、適宜の場所に配置する。

## 10 生活の用に供される水の供給

- (1) 感染症予防法第31条の規定により、知事の指示に基づき速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、濾水器による濾過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

## 11 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保などを迅速に行い、時期を失ないように措置する。

## 12 患者等に対する措置

感染症患者（一類）又は病原体保有者が発生したときは、速やかに県が入院を勧める。交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく近い被災地域内の適当な場所の臨時の入院施設に入院することとする。ただし、やむを得ない理由によって感染症指定医療機関への入院をすることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行うこととする。

## 13 避難所の防疫指導等

避難所では、施設の設備が応急仮設的であり、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもとに防疫活動を実施する。

#### 14 保健指導

町の保健師・栄養士等は、災害の状況によっては避難所等を巡回し、栄養指導とともに被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係、かかりつけ医師、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネート及び巡回健康相談の実施による要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

#### 15 精神保健活動

- (1) 精神科医療体制の確保
- (2) 被災者のメンタルヘルスケア
- (3) 精神科入院病床及び搬送体制の確保

#### 16 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について、計画を樹立しておくものとする。

## 第 1 3 節 廃棄物処理対策

(町民生活課)

災害時により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

### 第 1 ごみ処理

#### 1 ごみ排出量の推定

災害廃棄物としては、水害等による被災家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類などの破損物等が考えられる。また、ごみ排出量の推定には、全壊家屋一戸当たり 5 t、半壊家屋一戸当たり 2 t、落下物等一件当たり 1 t を目安とし、予め策定した災害廃棄物処理計画に基づいて作業計画を策定する。

#### 2 収集体制の確保

町は、被災等における環境保全の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求める。なお、ごみ収集車両については、基本的には委託業者運搬車両にて行うが、必要に応じて建設業者保有車両の応援を要請する。

このため、町は、あらかじめ民間の清掃関連業界に対し、災害時における人員、資器材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

#### 3 処理対策

##### (1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集が行われるよう、その体制の確立を図る。

##### (2) 災害物として排出される廃棄物

災害物として排出される廃棄物については、粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

##### (3) 被害家屋からの廃棄物及び消失家屋の焼け残り等

被害家屋からの廃棄物及び消失家屋の焼け残り等については、原則として排出者自らが町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理する場合には、町が収集処理を行う。

## 第2 し尿処理

### 1 し尿排出量の推定

倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、一時的には、処理量が増加すると考えられる。そのため緊急時における収集体制の確立を図る。

し尿排出量は1人1月分として約42リットルあり、この被災世帯の処理量の他に、焼失家屋便槽のし尿分が加わるものと考えられる。

また、地震等による上下水道等のライフラインの機能停止も考えられることから、上下水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく。

### 2 収集体制の確保

被災地に対する平常作業から全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、場合によっては、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに処理の依頼を求めるなどの方策を講ずることとする。

また、防疫上、不要になった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び器材の確保を図る。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

### 3 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレ、マンホールトイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

### 4 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水の汲み置き等を指導しておくこととする。また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずることとする。

## 第3 がれき処理

### 1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには、地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、県の地震・津波被害想定結果等から事前にながれきの発生量を想定し、災害廃棄物処理計画を策定することとしている。なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35トン、非木造1.20トンを目安とする。

## 2 処理体制の確保（仮置場の確保・分別収集体制の確保）

大量にながれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、あらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

また、発生したながれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

## 第4 廃棄物処理施設の確保

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、会津若松地方広域市町村圏整備組合処理施設及び民間廃棄物処理施設に依頼するなど協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

## 第5 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、町内の処理が不可能と思われる場合には、県（危機管理部）に支援を要請するものとする。また、震災時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

## 第6 住居障害物の除去

### 1 障害物除去住宅の選定及び報告

障害物の流入状況を障害物除去該当者調に準じて県に報告し、障害物除去対象住宅を選考調書により選定するものとする。

### 2 障害物の除去報告

障害物の除去の実施状況を実施の都度、障害物除去の実施状況記録簿に準じて県に報告するものとする。

### 3 整備帳簿類

次の帳簿及び書類を整備するものとする。

- (1) 障害物除去該当者調（資料37）
- (2) 障害物除去該当者選考調書（資料38）
- (3) 障害物除去の実施状況記録簿（資料39）
- (4) 障害物除去費支出関係書類

## 第 1 4 節 救援体制

(総務課、町民生活課、上下水道課)

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

### 第 1 給水救援対策

#### 1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日～7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ供給する。

発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

#### 2 飲料水の応急給水活動

##### (1) 町の対策

ア 町は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 上下水道対策部が確保した飲料水のほか井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難場所等における「拠点給水」

(ウ) 緊急遮断弁や緊急貯水槽の設置による非常用飲料水の確保

#### 3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

### 第 2 食料救援対策

#### 1 対応の概要

町は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者に対して供給する。

このうち、町が調達確保を行う場合は、県、福島地域センター会津若松支所、日本赤十字社福島県支部会津地区猪苗代町分区などとの連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

#### 2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮する。

### 3 協定に基づく応急物資の調達

町は、災害の状況その他に応じ、「猪苗代町と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定」に基づき、豊島区に対し食料等供給及びそれに必要な資機材提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

## 第3 生活必需物資等救助対策

### 1 供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し、供給する。

このうち、町が調達確保を行う場合は、国、県、日本赤十字社福島県支部会津地区猪苗代町分区などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

### 2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとする。

寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、ボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

### 3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

## 第4 義援物資及び義援金の受入れ

### 1 義援物資の受け入れ

(1) 町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

### (2) 個人等からの義援物資の辞退

町は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

なお、上記の受入を辞退することについては、町のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

## 2 義援金の受け入れ

災害義援金については、受け入れ体制を整えておくものとする。

## 第 1 5 節 被災地の応急対策

(建設課)

災害に際して道路上の土砂、立木等の障害物を除去し、交通路を確保して災害の応急対策に資するものとする。

また、災害により住宅を確保できない者に対する応急仮設住宅の建設及び損壊住宅の応急的修理並びに野外応急収容施設の仮設を行い、居住の安定を図るものとする。

### 第 1 障害物の除去

#### 1 道路関係障害物の除去対策

建設課が中心になって、他の道路管理者、警察等の関係機関と協議し、本計画を定めるものとする。

##### (1) 緊急輸送ルート

ア 県の指定する緊急輸送ルートと災害対策本部において指定する緊急輸送ルートを設定する。災害対策本部において指定するルートについては、災害の発生場所、発生災害の種類等を考慮しながら指定する。

(注) ルートは、緊急輸送に備え、役場から各地区避難場所等を結ぶルート指定する。

ルートの通行に支障が生じたときは、補助ルートを使用するものとする。

##### (2) 実施責任者

原則として道路管理者が行うことになる。なお、国や県管理道路上の障害物除去の要請については、国管理道路は郡山国道事務所、県管理道路は喜多方建設事務所（猪苗代土木事務所）、高速道路は東日本高速道路株式会社東北支社会津若松管理事務所へ要請するものとする。

##### (3) 障害物除去の方法

ア 障害物除去の優先道路順位は、以下の順位を基準とする。

(ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）

(イ) 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼阻止のために、消防隊が防御線をはる道路）

(ウ) 緊急輸送を行う上で重要な道路

(エ) その他応急対策活動上重要な道路

イ 除去に必要な車両、機械、器具の確保方法

(ア) 除去に必要な車両、機械、器具は、町内の業者等から借り上げるものとする。ただし、不足する場合については、知事又は隣接市町村長の応援を求めるものとする。

(イ) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械器具に併せて確保するものとする。

## 2 住宅関係障害物の除去

### (1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去にあたる。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には町が保有する車両、機械、器具と町内の業者等からの借上機器等を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、知事又は隣接市町村長の応援を求めるものとする。

また、労力又は機械力が相当不足する場合は、(一社)福島県建設業協会、猪苗代町災害救援協力会からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

### (2) 災害救助法を適用した場合の除去

風水害等により住居又はその周辺に運ばれた土砂、立木等で日常生活に著しく支障を及ぼしているものを除去して被災者の保護を図る。

#### ア 障害物の除去対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあるものであって、自らの資力で障害物が除去できないものであること。

#### イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

#### ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

#### エ 実施期間

災害発生の日から10日以内

## 3 河川関係障害物の除去対策

風水害により発生した流木等が、橋脚などに引っかかって流れに障害をもたらしたり、橋脚などの構築物を破壊することも予想される。さらに、ダムアップ(橋脚に引っかかった流木などにより、流れがせき止められ、上流側の水位が上昇する現象)による浸水などの危険性も考えられる。

そのため、河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

また、河川管理者は、河川法第22条第1項に規定する緊急措置を行うものとする。水防管理

者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第21条の規定による緊急措置を行うものとする。

#### 4 除去した障害物の集積

除去した障害物で廃棄物に該当するものについては、最終的には会津若松地方広域市町村圏整備組合で設置する廃棄物処分場へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場は、それぞれの実施機関において確保するものとする。なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図るものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県・町有地の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合において、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

## 第2 応急住宅の建設及び住宅の応急修理等

### 1 応急仮設住宅の建設

町長は、災害によって住宅が滅失した戸数、世帯数及び自らの資力では住宅を確保できない者の状況を把握し建設戸数を決定するとともに、その建設を指示するものとする。

#### (1) 実施機関等

- ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。
- イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うものとする。

#### (2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設実施基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

#### ア 入居対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で自らの資力では住宅を得ることができない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者
  - (イ) 居住する住宅がない者
  - (ウ) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
  - (エ) 特定の資産のない失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者及び小企業者、
  - (オ) 前各号に準ずる者
- イ 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

(ア) 一戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。

(イ) 応急仮設住宅の設計にあたっては、高齢者や障がい者等のすべての入所者にとって利用しやすいユニバーサルデザインを用いる。

(ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる

#### ウ 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し速やかに建設する。

ただし、大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

#### エ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内(最高2年以内)とする。

#### オ 建設が遅れた場合の措置

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、内閣府と協議の上、公営住宅の一時使用、民間アパートの借り上げ等により住宅の供与を行う。

#### カ 応急仮設住宅収容該当者の報告

応急仮設住宅の入居該当者を災害発生後できるだけ早急に県に報告するものとする。

応急仮設住宅入居該当者調は資料22のとおりとする。

#### キ 建設適地の把握

早期着工できるよう建設適地の把握に努め、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。

なお、建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

#### ク 入居者の選定

応急仮設住宅入居者の決定のため、住家が全壊、全焼及び流失したもののうちから、選定調書によって県が町長の協力を求めて選定を行い、県は状況に応じて町長に事務委託することができるものとする。

なお、選定にあたっては、高齢者及び障がい者等を優先する。

応急仮設住宅入居該当対象者選定調書の報告書は、資料23のとおりとする。

#### ケ 建設地の確保

応急仮設住宅は、原則として前住所地に設置するものとするが、前住所地に建設できないものについては、町有地等で、できる限り集団的に建設できる場所に設置するものとする。

設置を要する場合は、設置場所の略図(一般人の土地を借上げした場合は、土地貸借契

約書を添付)を添えて県へ報告するものとする。

#### コ 要請方法

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に当たり、(一社)プレハブ建築協会に対し、県が締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

#### サ 整備帳簿類

応急仮設住宅台帳は資料24のとおりとする。

## 2 住宅の応急修理

町長は、災害の発生により住宅の応急修理を要する場合は、応急修理を行い、災害救助法が適用された場合は、応急修理戸数、世帯名、深刻度を県に報告するとともに、住宅の応急修理について、知事の委任があった場合は、その修理に当たる。

### (1) 災害救助法による実施基準

#### ア 修理対象者

住宅が半焼し、又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では、応急修理ができない者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者及び小企業者

(ウ) 前各号に準ずる者

#### イ 住宅の応急修理の規模及び費用の限度

(ア) 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限度

(イ) 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### ウ 応急修理期間

原則として災害発生の日から1カ月以内に完了

#### エ 応急修理の方法

直営工事又は請負工事を実施し、次の帳簿類を整理するものとする。

住宅応急修理記録簿(資料25)

住宅の応急修理該当者調(資料26)

住宅応急修理のための契約書(請書)、仕様書等

#### オ 建築物応急危険度判定士の養成・活動

町は、この危険度判定士の育成に努め、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、必要に応じ県に応援要請し、危険度判定を実施して応急措置・応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

### 3 災害相談対策

#### (1) 臨時災害相談所の開設

災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要がある場合には、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け相談活動を実施するとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

#### (2) 相談業務の内容

- ア 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- イ 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- ウ 行方不明者の捜索に関すること。
- エ その他住民の生活に関すること。

## 第 1 6 節 死者の搜索、遺体の処理等

(総務課、町民生活課)

災害により既に死亡していると推定される者の搜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬の万全を図るものであり、警察・消防団及び住民の協力を得て実施するものとする。

### 第 1 搜索及び収容処理

町は、県（保健福祉部）、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て搜索を実施する。

この場合において、町は行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、窓口において安否確認についての情報の一元化を図るものとする。

#### 1 搜索対象

- (1) 行方不明の者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の場合
- (2) 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- (3) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難場所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- (4) 行方不明になった者が重度の障がい者又は重病人であったような場合
- (5) 災害発生後、ごく短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合
- (6) 搜索実施期間

災害発生の日から 10 日以内

#### 2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法適用の場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者に対して行うものとする。

#### 3 他市町村への応援要請等

町で被災し、町のみで搜索の実施が困難な場合又は死体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合、関係市町村等に対し搜索依頼を要請する。

#### 4 搜索状況の報告

遺体搜索実施の都度、その状況を遺体搜索状況記録簿（資料 40）に準じて報告する。

#### 5 遺体の搬送

警察官による検視及び医療救護班による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。この際、葬祭業者との連携により霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

#### 6 遺体収容所（安置所）の開設

災害により死亡した者の収容処理は、一時適当な場所に収容するが、その場合町長は町有施設並びに学校敷地及び寺院境内等適当な収容所（安置所：資料 14）を指定する。なお、前記

収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物が無い場合は、天幕及び幕張り等設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

また、必要に応じて医師、消防団及び一般住民の協力を得るものとする。（遺体処理台帳は資料４１）

## 7 遺体の収容

収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

## 第2 埋葬計画

引受人の判明しない遺体又は引取人が判明しても埋葬することが困難な遺体については、応急的に埋葬を行うこととなるが、町長は、火葬場及び墓地の所在を把握しておき、災害の発生により埋葬を要する場合は、埋葬用品を調達し、消防団その他一般住民等の協力を得て埋葬を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、埋葬について知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として埋葬の実施に当たる。（埋葬台帳は資料４２）

### 1 遺体の火葬・埋葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は町が実施するものとする。なお、身元が判明し災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、町は火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

#### (1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬にする場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

#### (2) 火葬場の調整

ア 町は、火葬許可に当たっては所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

### 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬実施基準

#### (1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂着したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録し、(1)に準じて実施するものとする。

#### (4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支給できる費用等

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

## 第 1 7 節 生活関連施設の応急対策

(総務課、企画財務課、町民生活課、保健福祉課、農林課、建設課、上下水道課、教育総務課、こども課、東北電力ネットワーク㈱)

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な、又は影響の大きい町管理施設の速やかな機能回復及び復旧を図るものとする。

### 第 1 建築物等の応急対策

役場庁舎、集会所等の多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等において、風水害が発生した場合、町は当該施設の管理者としてあらかじめ定められた消防計画等の計画に基づき、利用者の安全対策、避難誘導、施設点検、被害状況の報告等の応急対策を行うこととなるが、次のような施設については、各施設の管理者の指示するところによるものとする。

#### 1 役場庁舎

- (1) 住民、職員等の避難、誘導方法
- (2) 負傷者の措置方法
- (3) 電気施設の点検及び修復方法
- (4) 電話施設の点検及び修復方法
- (5) 無線通信施設の点検及び修復方法
- (6) 給排水施設の点検及び修復方法
- (7) 冷暖房設備の点検及び修復方法
- (8) 建築物の点検及び修復方法

#### 2 学校施設 (第 1 9 節 文教対策)

#### 3 保育所・幼稚園・こども園

- (1) 保育所・幼稚園・こども園の被害状況の把握方法
- (2) 保護者への連絡・引き渡し方法
- (3) 被害調査及び安全確保方法
- (4) 応急復旧の方法

#### 4 医療機関

風水害が発生した場合の医療機関における避難、救護、警備、連絡等の方法

#### 5 町営・町設住宅

入居者の生活に必要な最小限の施設・設備機能を確保するための方法

#### 6 社会福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置

## 第2 土木施設の応急対策

### 1 道路、橋梁

災害時に交通施設を確保することは特に重要であり、ここでは道路及び橋梁の被害状況、危険箇所の把握方法、被害箇所の応急措置方法、代替道路の確保方法等について定める。

#### (1) 道路、橋梁の危険箇所の把握

##### ア 町の管理する道路

町の管理する道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な措置をとる。

##### イ 国、県の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道及び県道の被害状況、復旧見通し等の情報を町が収集する。

#### (2) 応急措置

##### ア 町の管理する道路に対する措置方法

町長は、町の管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路がある場合はこれにより交通の確保をする。

##### イ 国、県の管理する道路に対する措置要請

国道及び県道に対する措置が実施される必要がある場合は、国や県に対し措置要請を行う。

(ア) 要請先            (イ) 要請事項            (ウ) 要請理由

### 2 河川

災害が発生した場合は、その応急復旧を行い河川施設の損壊や浸水の防止等を図る。

#### (1) 被害状況の把握

#### (2) 応急復旧要員の確保方法

#### (3) 応急復旧用資材の確保方法

#### (4) 応急措置方法

### 3 用水路

施設に破損又は決壊の危険が生じた場合を考慮して、以下の項目について定める。

#### (1) 被害状況の把握方法

#### (2) 危険性の通報・避難方法

#### (3) 関係機関との連絡調整後の緊急放流

#### (4) 雨水進入防止対策（土のう積み、シート掛け）

#### (5) 監視体制の強化（二次災害の防止）

### 4 水道（第15節 救援体制）

### 5 下水道

#### (1) 被害状況の把握方法

(2) 応急復旧要員の確保方法

(3) 応急措置方法

## 6 電力施設等応急対策

(1) 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置するものとする。

(2) 人員の確保

ア 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。

イ 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

(3) 応急復旧用資機材の確保等

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 納入メーカーからの購入

(エ) 他電力会社からの融通

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

ウ 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

(4) 災害時における広報

ア 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。

(ウ) 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

(5) 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 会社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 復旧の状況と見通し

(ウ) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

(エ) 従業員の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(6) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

(7) 復旧計画等

ア 災害対策組織は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧資材の調達

(エ) 復旧作業の日程

(オ) 仮復旧作業の完了見込み

(カ) その他必要な対策

イ 上位機関災害対策組織は、上記アの報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

ウ 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧

効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については、人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて災害対策本部と協議調整を行うものとする。

## 第 1 8 節 文教対策

(教育総務課、生涯学習課)

文教施設の被害又は、小・中学校児童生徒の被災により通常教育を行えない場合に対処するための計画の策定と効率的運用を期するものとする。

### 第 1 学校教育の応急対策

#### 1 学校の対応

- (1) 校長は対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- (2) 生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。  
ただし、生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。  
また、交通機関の利用者、留守家庭等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

#### 2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、生徒等を教室等に集める。
- (2) 生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮する。
- (5) 生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

#### 3 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

#### 4 災害に対する児童、生徒に対する事前指導計画

小、中学校別に消防機関の災害予防週間等を利用し、予防訓練及び避難訓練等を実施して事前指導の万全を期するものとする。

#### 5 教材、学用品の調達及び配給方法

被災児童生徒の不足教材、学用品は、災害の発生と同時にその実態を品目別、数量を児童、生徒の個人別表により把握集計し、購入配給計画を策定するものとする。その場合の業務担当は教育委員会職員とし、教科書については教科書会社及び販売店との連絡を密にして調達、配

給の確保に努める。

## 6 被害状況の把握及び報告

各小・中学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設の被害状況を把握し、町教育委員会等に報告する。

## 7 応急教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応も検討しておくものとする。

## 8 児童、生徒、教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

(1) 町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握するとともに、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を総括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずるものとする。

(2) 町教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設し、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態の把握に努める。

## 9 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、教員を把握し確保する。

### (1) 臨時参集

教員は原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小・中・高の別）に参集する。

### (2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を講じる。

## 10 学用品の確保のための調査

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し県へ報告する。また、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県へ協力要請する。

## 11 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため総務課、町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営

に当たっていくものとする。

## 12 授業料の減免

被災によって授業料の減免等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講ずる。

## 第2 文化財の応急対策計画

建造物が被災した場合には、町（教育委員会）は、所有者・管理者による被害報告を受けて以下の応急修理を実施し、本修理を待つこととする。

- 1 被害が小さいときは、所有者・管理者と連絡をとりあって応急修理を行う。
- 2 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、履屋などを設ける。
- 3 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

なお、美術工芸品など排出可能な文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

また、石碑等については、被害の程度によっては復旧が可能であり、所有者・管理者を指導し保存の措置を進める。

## 第 19 節 要配慮者対策

(総務課、町民生活課、保健福祉課)

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

### 第 1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、以下の点に留意しながら、要配慮者対策を実施する。

- 1 避難行動要支援者名簿、または在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、要配慮者の所在の把握に努める。
- 2 避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置を講ずるものとする。
  - (1) 避難所へ移動すること。
  - (2) 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。
  - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- 3 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災 1 週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後 2～3 日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。
- 4 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機せざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

### 第 2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- 2 被災社会福祉施設等は、水、食料等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。
- 3 町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
  - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。

- (2) 復旧までの間、水、食料等必須の日常生活用品確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

### 第3 障がい者及び高齢者に係る対策

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、障がい者及び高齢者に係る対策を実施し、直接、有線電話等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、障がい者、高齢者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2 掲示板、広報誌、パソコン・ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付き放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳等の人材について迅速に調達を行う。
- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等、当該物資の確保を図る。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

### 第4 児童に係る対策

#### 1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

#### 2 児童のメンタルヘルスキアの確保

被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

### 3 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第5 外国人に係る対策

### 1 外国人の避難誘導・安否確認

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。また、職員や語学ボランティア等による調査班を編成し、外国人登録原票等に基づき外国人の安否確認に努める。

### 2 外国人への情報提供・相談窓口の開設

外国人への的確な情報伝達のため、テレビ等を活用して外国人による情報提供に努める。また、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

## 第20節 ボランティアとの連携

(保健福祉課)

### 第1 ボランティアの受入れ体制の整備

#### 1 情報提供

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。そのため、町は関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、情報提供に努めるものとする。

なお、町は、共助のボランティア活動と町が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

#### 2 コーディネート体制の整備

町は、社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携をとりながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

また、町は災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくものとする。

#### 3 ボランティア保険

ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図り、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の公的助成について検討する。

### 第2 ボランティア団体等の活動

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 9 無線による情報収集及び伝達
- 10 被災ペットの救護活動

### **第3 ボランティア保険の加入促進**

町及びボランティア関係団体は、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、町は、災害態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

## 第 2 1 節 災害救助法の適用等

(総務課)

### 第 1 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、個人の基本的生活権の保護と全体的な保全が目的であり、国の責任において行われるものであるが、その実施については県知事があたることとされている。この場合、災害救助法に基づく救助の部分については、町長が県知事に権限の一部を委任され、また、県知事を補助して行うものである。

### 第 2 災害救助法における留意点

- 1 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町長の要請に基づき、町の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- 2 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- 3 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

### 第 3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した町市町村の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるとき適用される。

- 1 住家の滅失した世帯の数が本町内で 40 世帯以上に達した場合（施行令第 1 条第 1 項第 1 号）
- 2 福島県の区域内の被害世帯数が 1,500 世帯以上に達し、本町における被害世帯数が 20 世帯以上に達した場合（施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- 3 福島県の区域内の被害世帯数が 7,000 世帯以上に達し、本町における被害世帯数が多数である場合（施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段）
  - ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊な補給方法を必要とする場合
  - ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

## 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

(施行令第1条第1項第4号後段)

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

① 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

② 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

(2) また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

① 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

② 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

③ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

### 【具体的な判断基準】

a. 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大

b. 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化

c. 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

## 第4 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

被害の認定基準については、資料編「被害の認定基準一覧」のとおりである。

## 第5 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、本町における被害が第3に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

## 第6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に整理記録するとともに、その状況を取りまとめ、町は県に逐次報告するものとする。

## 第7 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

### 1 救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しいものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1) 避難所の設置、(16) 応急救助のための輸送、(17) 応急救助のための賃金職員等となる。

### 2 職権の委任

県では、災害救助法第13条第1項の規定により、知事は、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

### 3 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、県の「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に準じて行うものとする。